平成２７年（フ）第１０号
山口県萩市大字椿2398番地１　救護施設つばき、前住所山口県萩市大字土原280番地４
債務者　増野　　実
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第５７号
山口県下関市小月本町２丁目21番６号
債務者　山本末子こと　梁　　末子
１　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2966番地５
債務者　政　　悦信
１　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2966番地５
債務者　政　　縁
１　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町７番１号　岩切ビル301号
債務者　太利　唯太
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３６号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野3349番地１
債務者　中平　光洋
１　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２６号
三重県名張市つつじが丘南５番町191番地、前住所横浜市港南区港南台２丁目２番７－1107号
債務者　宮崎　怜子
１　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第７４号
三重県桑名市高塚町１丁目34番地　レーベンハイムⅢ103号、前住所三重県桑名市大字東野71番地　陽和ハイツ１－３号
債務者　佐々木　翔（旧姓小野川）
１　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
三重県四日市市羽津町７番28号
債務者　村田真由美
１　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
三重県四日市市安島２丁目９番14号　メゾンドヤスジマ706
債務者　福士　三成
１　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
京都府向日市寺戸町修理式10番地の52
債務者　岩切あゆみ（旧姓端口）
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地655
債務者　河野みゆき
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
京都市左京区一乗寺里ノ前町24番地６
債務者　山﨑　敏秀
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
京都市南区西九条藤ノ木町５番地
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
京都市伏見区片桐町１番地　桃陵団地72棟201号
債務者　山田　真嗣
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
京都市伏見区片桐町１番地　桃陵団地72棟201号
債務者　山田　啓美
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
京都府向日市寺戸町飛龍19番地の18
債務者　大町由紀子
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係